

# 排ガス測定のご案内

大気汚染防止法第16条により、ばい煙排出者はその発生施設においてばい煙量又は濃度を測定し、排出基準に適合するよう規制されています。

ばい煙排出者はその設置するばい煙発生施設から排出されるばい煙量、またはばい煙濃度を総理府令の定めるところより測定し、その結果を記録しておくよう義務づけられています。定期的な測定で皆様の環境保全のお手伝いを致します。

## 測定対象

< 規模又は能力 >

伝熱面積が10㎡以上又はバーナーの能力が重油換算で50L/H以上のもの

< 主な対象施設 >

ボイラー

吸収式冷温水発生器

コージェネレーション設備

給湯ボイラー

焼却炉 など



## 測定方法

測定はJISに定めるところにより測定します。

ポータブルガス分析計を使用しますので、  
その場で測定値がわかります。



測定項目	窒素酸化物濃度 (NOx)	ばいじん濃度
	硫黄酸化物濃度 (SOx)	燃料が油のみ
	一酸化炭素濃度	二酸化炭素濃度
	酸素濃度	他

お問い合わせ・ご用命は

〒530-0046 大阪市北区菅原町8-14

◎日本水処理工業株式会社

<http://www.mizu-shori.com>

TEL 06 - 6363 - 6370

FAX 06 - 6363 - 6371

■水道法20条登録機関

■建築物空気環境測定業

■簡易専用水道検査機関

■計量証明事業 第10135号

■建築物飲料水水質検査業